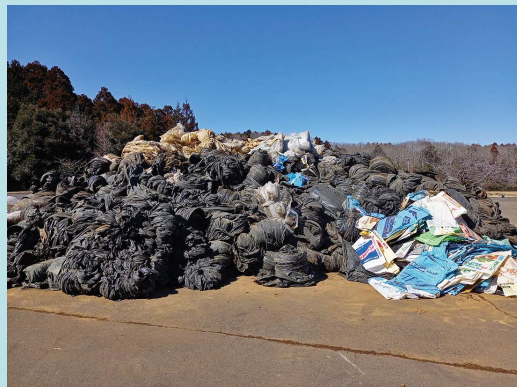


保存版

令和 6 年度 農業用塩化ビニール 農業用ポリエチレン 収集のお知らせ

適正処理して、再資源化

「野焼き」、「不法投棄」をなくして、
きれいな環境づくりを進めましょう。



行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会

問い合わせ 行方市役所 農林水産課 ☎0291-35-2111

事業の目的等

行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会では、行方市の農業の維持発展を図るため、使用済み廃プラスチックの適正処理の普及・啓発活動をすすめることを目的としています。生産者から排出される使用済み塩化ビニール、ポリエチレン等の適正な収集事業を茨城県農林振興公社園芸リサイクルセンターと共同で行うことにより、野外焼却や放置などの不法処理を回避することで、環境の保全を図ることを推進しています。

なお、使用済み農業用廃プラスチックは、各個人が適正に処理することが法律により定められています。

収集できるもの

収集は「農ビ」と「それ以外のもの」（農ポリ、農POなど）に分けて行っています。

収集した後の処分方法が違うので、必ず区別して下さい。

- 農業用塩化ビニール（農ビ）……**農ビ**と表示されているもの。
- 農業用ポリエチレン（農ポリ）……農ポリには以下の種類があります。

ハウス等被覆用ポリ、マルチフィルム、カンレイシャ、ポリコンテナ、遮光シート、果実下敷材（農ビは×）、防虫・防風ネット、キュウリ等作物ネット、灌水・散水チューブ、プラスチック鉢、水稻育苗箱、園芸用ポット、園芸用育苗トレイ、肥料袋（編物含む）、マイカ線、不織布（パオパオ等）

○著しく品質が劣化し、リサイクルできないもの。農ビ・農ポリで受け入れできないものは、その他粗悪品として収集します。

（例：農薬空容器、畦シート、ブルーシート、園芸用連結ポット、フィルム留め具等、緑マルチフィルム、ホース、発泡スチロール）

※詳細につきましては、農業用使用済みプラスチックの回収について（令和6年度版）をご参照ください。

●農薬空容器について

中身は全て処分し、容器を洗浄してください。未使用や中身が残っているものはお受けできません。

初回搬入時に必要なもの

農業用塩化ビニール及び農業用ポリエチレンの収集は登録制となっています。

- 新規に登録する方は、印鑑と登録料の持参をお願いします。
- 令和5年度から継続する方は、登録料のみ持参をお願いします。

年間登録料	1,000円
-------	--------

※対象者は、「行方市内に住所を有するもの」とします。

収 集 処 理 費

重量に応じて料金がかかります。

料金の算出方法については、積込車両の全重量から車両重量を差し引いて算出します。

排出者負担額

農業用塩化ビニール	40円/kg
農業用ポリエチレン	40円/kg
そ の 他 粗 悪 品	140円/kg

収 集 に あ た っ て

- よく乾燥させて土や泥を十分に取り除き、作物の残さ、木片、ハトメの金属片、ハトメ穴に通した紐などの異物を取り除いてください。
- ヤケ等によりリサイクルできないものは除いてください。
- 3t車以上での搬入は、ハンディスケール（計量板）の破損の恐れがあるためご遠慮ください。
- ビニールについている補修テープ、接着テープ、養生テープは取り除いて下さい。
- 遮光シート、防虫・防風ネット等は1m×1mに切ってから搬入してください。
切断できない場合はその他の粗悪品としての扱いになります。

場 所 ・ 時 間 ・ 日 程

行方市内全域を対象とします。場所と時間をお間違えのないようにお願いします。

①北浦第2グラウンド	行方市山田3049	9時00分～12時00分	市内全域
------------	-----------	--------------	------

■農ビ（計3回）

日 程	8/2	10/11	2/7
-----	-----	-------	-----

■農ポリ（計9回）

日 程	7/1	8/20	9/25	10/21	11/12	11/28	12/13	1/28	2/21
-----	-----	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------

■その他の粗悪品（計3回）

日 程	8/2	10/11	2/7
-----	-----	-------	-----

②茨城県園芸リサイクルセンター	(農ビのみ) 下記※を参照
-----------------	---------------

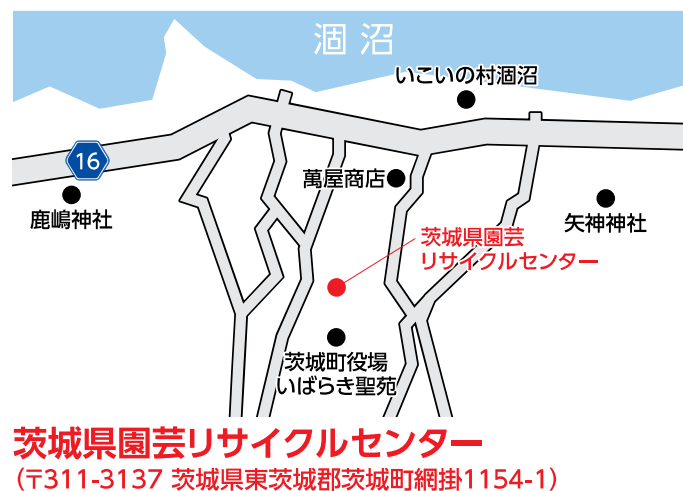
※「茨城県園芸リサイクルセンター」（地図②参照）へ農ビを直接搬入する場合は、排出者負担金が41.8円となります。

なお、農ビを直接搬入する際は、事前に市役所農林水産課へ連絡を頂いた後、園芸リサイクルセンターと日程調整が必要ですので、ご注意ください。

① 北浦第2グラウンド



② 茨城県園芸リサイクルセンター



野焼き・投棄による処理は禁止されています！

行方市においては、廃棄物の屋外焼却による苦情を受け付けた場合、現場を確認し、適正に処理するよう指導しています。

- (1) 使用済み農業用廃プラスチック・廃ビニール（以下、「廃プラ」）は、法律で産業廃棄物とされ、「使用した者が自らの責任で正しく処理しなければならない」と定められており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2」で廃棄物の焼却は原則禁止されています。
- (2) 野焼きや不法投棄など不適正に処理した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円（法人の場合、3億円）以下の罰金、若しくはその両方が課せられます。
- (3) 野焼きや不法投棄をなくし、廃プラを適正に処理していくため、行方市では「行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会」を設置し、廃プラ収集を実施しています。